

「木場の窓から見えるもの(元外交官の視点)」

弊社理事 石井正文(元駐インドネシア日本国大使)による
気になる海外情報を原則第2、第4木曜日に配信しています。

第79回: 踏み絵を踏まされたモンゴル(再び国際司法制度の限界) 2024年9月12日配信

- プーチン大統領に対しては、2023年3月17日に、国際刑事裁判所(ICC)から、戦争犯罪(ウクライナからの子供の強制的移送・連れ出し)の咎で、逮捕状が出されている。
- ICCの加盟国であるモンゴルは、9月2日からプーチンの同国訪問を受け入れ、加盟国が有している逮捕への協力義務を履行しなかった。これは、正に、ロシアからの圧力により、ロシアとICCのどちらを選ぶかの踏み絵を踏まされたと言うことである。
- これは、ロシアの国際司法制度に対する冒とくでもある。
- それでは、そもそも、なぜ逮捕状発出が可能になったのか？
これは、多くのハードルを越えて初めて可能になった極めて例外的事例だ。

【ハードル1: どこで裁くのか】

- ・ICCは、国際社会全体の関心事である「最も重大な犯罪」を犯した「個人」を国際法に基づき訴追・処罰するための常設国際刑事裁判機関で、ハーグにある。
- ・国際的裁判所と言えば、まずは、ICJ(国際司法裁判所)が思い当たるが、ICJは「個人」の犯罪を裁くことは出来ない。換言すれば、ICCは、個人の犯罪を裁き得る数少ない国際的裁判所なのだ(他にも、欧州人権裁判所(ECHR)がある。)

【ハードル2: 管轄権があるか】

- ・まずは、国際的裁判所が国又は個人を裁くためには、原則は、その国又は個人の属する国が裁判所の「管轄権」を受け入れることが必要だ。
- 22年2月のロシアのウクライナ侵攻時点では、ロシアもウクライナも(そして米国も)ICCには加入していなかった(日本は加入している。)



- 但し、ICCを創設した多国間条約であるローマ規程では、非締約国も管轄権行使を受諾することが可能で、そうならば、ICCは同事件に対して管轄権を行使できることになっている。
- *ウクライナはロシアのクリミア侵攻を受け2014年と2015年の2度の宣言で、ウクライナ領域内で犯された戦争犯罪等についてICCの管轄権を受諾済み。
- *そしてICCは2014年にロシアの戦争犯罪の「予備的検討」を開始したが停滞。
- *22年2月24日の侵攻を受け、2月28日に捜査に向けた手続きを行うと発表。
- *更に、本年8月21日にウクライナはローマ規程を批准しICCの加盟国となった。
- ・また、加盟国は誰でもICCが扱うべき訴訟を提起することができ、そうならば、ICCは事件の捜査を開始できる。
- *22年3月1日にはリトアニアがロシアの戦争犯罪について締約国付託を行い、捜査開始が可能に。
- 現時点で日本を含む40カ国以上が付託済み
- *これを受けて、ICC検察官は3月2日に捜査開始を発表した。
- ・そして、ICCは、昨年3月17日、ローマ規程8条の規定する「戦争犯罪」2項(a)(vii)不法な追放 2項(b)(viii) 占領地からの違法な移送として、子供の不法な送還・移送についてプーチン大統領に逮捕状を発行した。

【ハードル3: 犯罪の認定とプーチン大統領の直接関与の証明】

- ・ICCが取り扱える「最も重大な罪」とは①集団殺害犯罪(ジェノサイド)、②人道に対する犯罪、③戦争犯罪、④侵略犯罪の4つだが、プーチンと関係があるのは、②と③だ。
- ・①ジェノサイドとは、集団の全部または一部を破壊する意図を持った殺害などを言い、認定のハードルは高い。
- ・④侵略犯罪は、元々のローマ規程には無く、後で改正により追加されたもので、国家指導者等による侵略行為計画・準備・開始・実行をいう。
- これが適用されるには、当事国双方がICC締約国かつ侵略犯罪に係る改正規定受諾国か、安保理が付託の場合のみだが、今回はロシアが拒否権を使うので適用は無理だろう。
- ・当然だが、逮捕状発出には戦争犯罪の認定が必要で、更に、プーチンに逮捕状を出すためにはその犯罪実施に直接関与していたことを示す必要がある。
- ・子供の不法な送還・移送はローマ規程が規定する戦争犯罪に当たる。
- そして、一部子供の脱走・帰還更に連れ去りの公表(テレビで報道された)で明らかであり、更に幸運なことに、その実施を命ずるプーチン大統領の「大統領令」が存在していた。

【ハードル4: 逮捕状の執行】

- ・ただ、仮に逮捕状が発出されても、問題は、ICCの判決に拘束力はあるが、実施を強制する手段が無いことだ。
- また、ICCでは、裁判は被告人が出廷しなければ開催できないことになっている。

・しかし、ICCは被疑者の逮捕について加盟国の協力を要請できる。

換言すれば、締約国は自国領に被疑者が居る場合には、被疑者を逮捕する条約上の義務を負っている。

・モンゴルはICCの締約国であり、条約上はプーチンの逮捕に協力する義務がある。

・実際、流石のプーチンも逮捕状執行を恐れ(又は、訪問国に過度な外交的負担をかけることを避けるために) ICC加盟国への訪問はこれまで慎重に避けてきた。

ー プーチンが昨年の南アフリカ(ICC加盟国)でのBRICS首脳会議に出席しなかったのは、これが理由だ(逮捕・不逮捕の判断を迫られたくない南アがプーチンに訪問中止を要請したのだろう。南アは、過去逮捕状を出されていた他国首脳の逮捕に協力せず、国際的批判を受けたことがあり、その再来は避けたかっただろう。)

ー 一方、モンゴルに対するロシアの影響力の大きさからみて、ロシアは、同国ならプーチン訪問を受け入れると判断し、事前に強い働きかけを行ったのだろう。

【ハードル5; 主権免慮】

・そして、「主権免除」という国際慣習法上の一般原則もハードルの一つだ。

・主権そのものを体現するような各国元首、首相、外相は、外国では不逮捕特権が一般的に認められている。

・これは、戦争が合法だった過去に、最終的停戦交渉は外相⇒首相⇒元首が行う必要があり、その際戦争相手国で逮捕される可能性があれば、交渉自体出来なかったから、という实际的考慮から、慣習国際法化したものだ。

・ただし、ローマ規程27条1項は、ICC規定の適用に関しては、主権免除を理由として刑事責任からの免除は認められないと規定しているので、プーチンは主権免除を主張できない。

【ハードル6; 外交的考慮】

・但し、プーチンの場合は、主権免除以前に色々な考慮から今回のモンゴルのように加盟国も逮捕に二の足を踏むだろう。この点、プーチンの行動は、国際司法制度に対する冒とくでもある。

・なお、米国はICCに加盟していないが、これは、米「軍」が第三者に処罰される可能性を受け入れられないと言う理由による。ICC加盟国は、既に124か国に達するが、米・ロ・中是非加盟であり、この結果、ICCへの協力に関する国際社会の圧力が不十分であることも問題だろう。

以上

りそな総合研究所 理事 石井正文

